水道

【お問い合わせ先】 上下水道課（☎ 358-0529、FAX358-9925）

■使い始めるとき・中止するとき

希望日の３業務日前までに次のいずれかの方法で申請してください。

・上下水道課窓口での申請
・各出張所窓口での申請
・電話申込（※水道開始のみ。水道中止の電話受付はしていません。）
・上下水道課へ FAX 申込
・電子申請（市ホームページからアクセス）

（富谷市公式ホームページ）

※開閉栓作業は平日のみ行っています。受付当日及び市役所閉庁日の開閉栓作業は行っておりません。

東向陽台地区については、仙台市水道局コールセンター（☎ 022-748-1111）へお問い合わせください。

■名義の変更

次のいずれかの方法で申請してください。

・上下水道課の窓口又は電話申込
・上下水道課へ FAX 申込
・各出張所窓口での申請

※名義変更のみで料金の精算はされません。料金の精算を希望される場合は、旧使用者の給水使用中止届と新使用者の給水使用開始申込書の２枚を提出していただく必要があります。

上記の３つの手続きに関する各様式は、市ホームページよりダウンロードが可能です。FAX 申込時等にご使用ください。なお、FAX 送信後は、受信確認の電話連絡をお願いします。

上下水道料金のお支払い方法

【お問い合わせ先】 上下水道課（☎ 358-0529）

・納入通知書

富谷市の指定金融機関、東北六県のゆうちょ銀行・郵便局、富谷市役所（会計課、上下水道課、各出張所）、コンビニエンスストア、スマートフォンアプリで納入

対応するスマートフォンアプリ

PayPay 請求書払い　FamiPay 請求書払い
PayB　支払秘書

・口座振替

指定金融機関口座から引き落とすことで納入

指定金融機関	七十七銀行　仙台銀行　荘内銀行 新みやぎ農業協同組合　仙台農業協同組合 古川信用組合　ゆうちょ銀行
手続き方法	指定金融機関の窓口に通帳又はキャッシュカードと銀行届出印を持参のうえ手続き

※指定金融機関以外からの口座引き落とし、クレジットカード、電子マネーでの納入はできません。

市民バス

【お問い合わせ先】 企画政策課交通政策推進室（☎ 358-3248）

■運行日

・月曜日～金曜日
※土・日曜日、祝日、年末年始（12 月 29 日～１月３日）は全便運休となります。

■運賃

対象	料金
大人（中学生以上）	100 円
小人（小学生）	50 円
・70 歳以上の方 ・障がいのある方（介護者の方１名含む） ・遠距離通学者（教育委員会が認めた小学生） ・運転免許証を返納した 60 歳以上の方 ・未就学児	無料

※１ 70 歳になられる方、障がいをお持ちの方は、毎年３月下旬に無料乗車証を交付しています。
※２ 遠距離通学者等の方は、教育委員会より、無料乗車証を交付します。
※３ 運転免許証を返納した 60 歳以上の方は、お問い合わせください。
※４ 料金は乗車１回の金額で、現金のみの取り扱いになります。また、目的地に行くために異なる路線を乗り継ぐ方には、「市民バス乗継乗車券」を交付します。

		販売料金		取扱場所
回数乗車券（50 円× 11 枚綴り）		500 円		市民バス車内 市役所総合窓口 各出張所 富谷中央市民センター
定期乗車券		大　人	小　人	市役所総合窓口 各出張所 富谷中央市民センター
	１か月券	3,000 円	1,500 円	
	３か月券	8,000 円	4,000 円	
	６か月券	15,000 円	7,500 円	
乗継乗車券		無　料		市民バス車内

※片道利用（下車地指定）の方は、定期乗車券の料金が半額となります。

■その他

・天候、交通事情などにより、停留所に遅れて到着したり、場合によっては、運行を中止することがあります。
・バス乗車中は、乗務員の指示に従ってください。
・バスの時刻表は、市民バス車内、市役所総合窓口、各出張所などに備え付けています。

デマンド（予約）型交通の運行

【お問い合わせ先】 企画政策課交通政策推進室（☎ 358-3248）

市では、市内の公共交通空白地域を対象としたデマンド（予約）型交通の運行を実施しています。

利用方法や運行時刻等については、市ホームページ等をご覧いただくか、上記電話番号へお問い合わせください。

市営墓地

【お問い合わせ先】
生活環境課（☎ 358-0515）
やすらぎパークとみや管理棟（☎ 341-1711）

■申込資格

次のどちらかに該当する方

①富谷市に１年以上住民票があり、祭祀（さいし）を主宰する方またはご自身の墓地を用意する方

②「亡くなられた時点で富谷市に１年以上住民票があった方」の遺骨（改葬を除く）を個別埋蔵墓地に埋蔵するために申込む方（申込者の住所地は問いません）

※諸要件ございますので、詳しくは生活環境課へお問い合わせください。

	墓地使用料（申込時１回のみ）	管理料
個別埋蔵	300,000円（30年間）	120,000円（30年分一括）
一般墓地	400,000円（永年）	6,000円（1年につき）
芝生墓地	380,000円（永年）	8,000円（1年につき）

■施設について

- **所 在 地**　富谷市大亀漆穂二番12番地2（やすらぎパークとみや内）
- **開園時間**　９時～ 17 時
- **休 園 日**　12 月 31 日～翌年１月２日
- **設　　備**　管理棟（休憩スペース・トイレ完備）
 各墓地に水場、桶、柄杓置場あり
 無料駐車場完備※閉園時は閉門となります。
- **アクセス**　富谷市営バス「大亀集会所前バス停」徒歩６分

ペット

【お問い合わせ先】　生活環境課（☎ 358-0515）

犬の飼い主は、飼い犬を登録（生涯１回）し、狂犬病予防注射（毎年１回）をしなければなりません。

■登録の手続き

犬を飼い始めたら生活環境課や各出張所で、犬の登録申請手続きを行ってください。また、引越しなどで住所が変更になった場合は「変更届」、犬が死んでしまったときは「死亡届」が必要になります。

■注射の手続き

市では、年１回各地区を巡回し、狂犬病予防注射を実施しています。日程・場所等は、「広報とみや」でお知らせします。

なお、狂犬病予防注射は動物病院等でも受けられます。この場合、獣医師の発行する狂犬病予防注射済証を持参し、生活環境課や出張所で狂犬病予防注射済票の交付手続きを行ってください。また、次の動物病院では、犬の登録申請、狂犬病予防注射済票の交付手続きもできます。

- **いとう動物病院**　（☎ 022-358-8259）
- **明石台動物病院**　（☎ 022-351-2330）
- **オカリナ動物病院**　（☎ 022-725-8998）
- **くさか動物病院**　（☎ 022-703-2117）
- **ぽらべあ動物病院**　（☎ 022-342-1646）

各手続きには手数料がかかる場合がありますので、所定料金を添え手続きしてください。

■ペットが死んだとき

犬や猫などの小動物が死んだときは、市でも引き取り対応できますのでご相談ください。集合火葬となるため、お骨をお返しすることはできません。お骨の引き取りを希望される方は、民間業者にご相談ください。

また、飼い犬の場合は、「死亡届」が必要となりますので、生活環境課や出張所で手続きを行ってください。

- **引き取り料金**　１頭 5,000 円
- **引き取り方法**　ダンボールに入れてください。
 業者が引き取りに伺います。
 ※土、日、祝日の引き取りは行っていません。

■市営愛玩動物霊園（ペット合葬墓地）を使用したいとき

【お問い合わせ先】
生活環境課（☎ 358-0515）
やすらぎパークとみや管理棟（☎ 341-1711）

申請日において富谷市に居住している方が使用可能です。おおむね体長 1m 以下、体重 60kg 以下の動物の焼骨が対象となります。

- **使用料**　１体 3,000 円

事前に生活環境課または出張所でお申し込みが必要です。火葬は民間事業者へ依頼し、焼骨にしてお持ちください。

■飼えなくなった犬・猫の引き取り

動物愛護及び管理に関する法律の改正により、犬または猫の引き取りには相当の事由が求められます。詳しくはお問い合わせください。

- **宮城県保健所犬猫ダイヤル**（☎ 022-774-6920）

■飼い主には、マナーやルールを守る責務があります

- 他人に迷惑をかけないように飼いましょう。
- 犬を散歩させるときは、糞を回収し、尿は水で流しましょう。
- 犬は係留（つないでおくこと）の義務が定められています。必ずつないで散歩しましょう。
- **犬や猫に関する電話相談（苦情・引き取り・その他相談）**
 宮城県保健所犬猫ダイヤル（☎ 022-774-6920）

犬・猫のマイクロチップ装着

「改正動物愛護法」により、ペットショップやブリーダーなどの犬や猫を販売する事業者に対し、令和４年６月以降に取得した犬、猫へのマイクロチップ装着及び環境省の指定機関である日本獣医師会への情報登録が義務づけられました。

- ●事業者から犬・猫を購入した場合は、所有者の情報を自分の名義に変更登録する必要があります。
- ●新たに飼い犬や飼い猫にマイクロチップを装着した場合は、飼い主情報の登録が必要となります。
- ●マイクロチップを装着し所有者情報を正しく登録した犬については、富谷市への飼い犬登録をしたとみなされるため、窓口での手続きは不要となります。
- ●マイクロチップを装着していない犬や猫の飼い主はマイクロチップを装着するよう努力することが求められています。
- ●変更及び登録は、「環境省　犬と猫のマイクロチップ情報登録」のサイト（右記 QR コード）より行えます。

し尿の汲み取り

【お問い合わせ先】　生活環境課（☎ 358-0515）

市内の汲み取り式のトイレや仮設のトイレの汲み取りは、黒川衛生協業組合（☎ 022-345-2521）へお問い合わせください。

営業時間は８時から 17 時で、土・日・祝日・年末年始は休みです。また、料金については申し込みの際に確認してください。

危険ブロック塀等の除却費助成制度

【お問い合わせ先】　都市計画課（☎ 358-0527）

道路沿いに設置された高さ 1m 以上で危険性のあるブロック塀等の除却や除却後に生垣やフェンス等を設置する場合に費用の一部を助成します。

助成の上限は 37 万 5,000 円です。

工事を行う前に手続きが必要ですので、詳しくはお問い合わせください。

住宅の地震対策

【お問い合わせ先】　都市計画課（☎ 358-0527）

平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災は、東日本広域に大きな被害を与えました。

富谷市では、地震に強い安全な街づくりを目指すため、平成 12 年 5 月 31 日以前に着工した戸建木造住宅へ低料金で木造住宅耐震診断士を派遣します。

詳しくは、都市計画課や各出張所に置いている募集案内をご覧ください。

住宅・土地

【お問い合わせ先】　都市計画課（☎ 358-0527）

■家を建てる場合・増築する場合

家の新築や一定規模以上の増築等をする際には、工事を始める前に「建築確認申請書」を宮城県仙台土木事務所建築部または指定確認検査機関へ提出し、確認を受けなければなりません。

■市営住宅

入居者を募集する場合は、広報紙およびホームページでお知らせします。なお、申し込み等については都市計画課へお問い合わせください。

■地区計画の届出

地区計画を定めている区域内で、建築物や工作物の新築や増・改築または外構工事をするときには、工事を始める 30 日前までに「地区計画の届出書」を都市計画課へ提出しなければなりません。

道路

【お問い合わせ先】　都市整備課（☎ 358-0525）

■道路の補修・整備の相談

道路に関する相談や補修の要望は、次のところへご連絡ください。

国　道	国土交通省 仙台東国道維持出張所 管理係	☎ 246-4151
県　道	宮城県 仙台土木事務所 道路建設第一班	☎ 297-4125
市　道	富谷市役所　都市整備課	☎ 358-0525

■道路照明灯などが故障していたら

道路照明灯や防犯灯の故障や電球切れを見つけたときは、柱に貼ってある富谷市のシールの番号を都市整備課までお知らせください。

公園

【お問い合わせ先】　都市計画課（☎ 358-0527）

■成田西公園テニスコート

成田西公園には、テニスコート（ハードコート）が 2 面あり、有料でご利用いただけます。予約および申請の手続きは、都市計画課や各出張所で受付します。1 面あたりの使用料は次のとおりです。

■使用料（市内在住の方の場合）

時　間	料　金
6 時～　9 時	660 円
9 時～ 12 時	660 円
13 時～ 17 時	880 円
9 時～ 17 時	1,760 円

農園

【お問い合わせ先】　農林振興課（☎ 358-0523）

■レクリエーション農園

小面積で農地を利用して野菜を育てるための貸農園があります。「ご案内と申込書」は、農林振興課窓口や各出張所にあります。

・利用できる人

市内に限らず市外の方でもご利用できます。

貸農園 1 区画の面積	5m × 6 mの 30㎡
利用期間	4 月～ 3 月までの 1 年間（途中からも利用可）
利用料金	1 区画 5,000 円（年間）

地場産品

【お問い合わせ先】　農林振興課（☎ 358-0523）

■野菜の直売

地元農家の方々が集まった「おんないん会」が、新鮮な野菜を直売しています。

	場　所	開催時間（営業時間）
①	食品館イトー　仙台泉店 （ホームセンタームサシ仙台泉店内） 「富谷市産直売野菜販売」コーナー	9 時 30 分 ~20 時
②	ビッグハウス富谷店 「富谷市産直売野菜販売」コーナー	9 時 ~21 時 ※ただし、時期により営業終了時間に変更あり
③	デイリーポート新鮮館富谷店 「富谷市産直野菜販売」コーナー	9 時 30 分～ 21 時

■ブルーベリー摘み取り農園

特産品のブルーベリーを「生」で食べられる摘み取り農園があります。

7 月上旬～ 7 月下旬（期間中無休）予定　平日 10 時～ 15 時　土日祝 9 時～ 15 時 ※ただし、天候により開園期間や終了時期変更あり（最終受付 14 時 20 分）
☎ 022-358-2851（農園主：髙橋敏雄）　富谷市明石祭田 85
料金　中学生以上 1,300 円、小学生 800 円、未就学児 300 円
つみとり時間　1 人 40 分
持ち帰り　大 1,300 円、中 800 円、小 500 円

町内会

【お問い合わせ先】　市民協働課（☎ 358-3250）

町内会は、地域住民が協力し合い、住みよいまちを形成するために組織された自主的な団体です。加入を希望する場合は、市民協働課にお問い合わせください。

各種相談

■消費生活相談窓口　※対面相談は要予約

悪質商法の被害や、欠陥の商品・製造物が原因での被害、多重債務でお困りの方の相談に消費生活相談員が対応します。お気軽にお尋ねください。

相 談 日　毎週月・木曜日（祝日、年末年始を除く。）
10時～12時、13時～16時（最終受付15時30分）
会　　場　市役所３階会議室
相談専用電話　☎ 358-3190
予約問い合わせ　市民協働課市民協働担当　☎ 358-3250
インターネット相談　（富谷市公式ホームページ）

・宮城県消費生活センター　※原則電話相談

相 談 日　平日：９時～ 17 時／土：９時～ 16 時
（祝日・振替休日・年末年始を除く。）
会　　場　宮城県庁１階（仙台市青葉区本町３丁目８番１号）
相談専用電話　☎ 022-211-3123

■人権・行政・生活相談　※要予約

悩みごとや困りごとについて、人権擁護委員、行政相談委員、生活相談員、行政書士、司法書士がご相談をお受けします。

相 談 日　原則毎月第１、３水曜日
相談時間　10 時～ 15 時（１件あたり約 45 分）
会　　場　市役所３階会議室
予約問い合わせ　市民協働課市民協働担当　☎ 358-3250
（福）富谷市社会福祉協議会　☎ 358-3981
※行政相談委員、行政書士は第１水曜日のみの対応となります。
※司法書士は第３水曜日のみの対応となります。

・行政苦情 110 番　☎ 0570-090110（ナビダイヤル／全国共通）

※最寄りの総務省行政相談センター（きくみみ）につながります。
総務省行政相談センター「きくみみ宮城」
相 談 日　月～金曜日　９時～ 16 時 45 分（職員対応）
16 時 45 分～翌９時（留守番電話対応）
土・日・祝日、年末年始　終日（留守番電話対応）
FAX　022-262-7844　※インターネットでも受付可能

■法律相談　※要予約

金銭、土地・建物、交通事故、相続、夫婦・親子関係などの法律問題に、弁護士が無料で相談に応じます。

相 談 日　原則毎月第４金曜日
相談時間　10 時～ 15 時（１人 30 分、年度内３回まで）
会　　場　市役所３階会議室
予約問い合わせ　市民協働課市民協働担当　☎ 358-3250

■各種相談

●法的なトラブルにまつわる法律の制度や手続き、専門機関についての相談のほか、裁判費用の立替えについての相談にも応じています。

・法テラス（☎ 0570-078374）

電話相談　平日　９時～ 21 時／土曜日　９時～ 17 時
（祝日、年末年始を除く。）

※一定の要件に該当する場合は、無料の法律相談を行います。

●司法書士による登記・相続等の無料相談

・宮城県司法書士会（☎ 022-263-6755）

無料電話相談　月・水・金曜日（祝日、年末年始を除く。）
13 時 30 分～ 16 時 30 分　☎ 022-221-6870
無料面接相談　月・水・金曜日（祝日、年末年始を除く。）
14 時～ 16 時（予約☎ 022-263-6755・受付平日９時～ 17 時）

●犯罪被害に関する相談

・（公社）みやぎ被害者支援センター（☎ 022-301-7830）

電話相談　火曜日～金曜日　10 時～ 16 時
※緊急の場合は月曜日も相談可

●あらゆる悩みの電話相談

・仙台いのちの電話（☎ 022-718-4343）

※電話、インターネット相談にて、終日対応しています。
https://netsoudan.inochinodenwa.org

●交通事故相談

・宮城県庁交通事故相談室（☎ 022-211-2432）

相 談 日　月曜日～金曜日
相談時間　８時 30 分～ 16 時 45 分
※弁護士による法律相談も対応しています。（要問い合わせ）

●外国人を取り巻く、生活・コミュニケーションなどに関する相談

・みやぎ外国人相談センター（☎ 022-275-9990）

相 談 日　月曜日～金曜日　９時～17時
（祝日・年末年始を除く）
対応言語　中国語・韓国語・タガログ語・ベトナム語・インドネシア語・ネパール語・ポルトガル語・英語・日本語など
※三者通話電話を利用しての外部スタッフによる対応になる場合もあります。

■相談窓口

・高齢者の総合相談窓口

地域包括支援センター	地域にある高齢者の総合相談窓口です。保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等がおり、介護・福祉・健康・医療などの相談に応じます。
富谷市保健福祉総合支援センター	●担当地区（市内全域） ●富谷市富谷桜田１－１ ☎ 022-348-1138
富ケ丘・日吉台圏域地域包括支援センター （愛称：地域包括支援センターいちい）	●担当地区（富ケ丘・日吉台・鷹乃杜・杜乃橋） ●富谷市富ケ丘１－９－27　１階 ☎ 022-343-5920
東向陽台・成田圏域地域包括支援センター （愛称：地域包括支援センターさくら）	●担当地区（東向陽台・明石台・成田・大清水・上桜木） ●富谷市成田１－５－５　特別養護老人ホーム成田の里内 ☎ 022-205-2571
富谷中央・あけの平圏域地域包括支援センター （愛称：地域包括支援センターわかば）	●担当地区（富谷地区・ひより台・あけの平・とちの木・太子堂） ●富谷市富谷桜田 1-11　特別養護老人ホーム杜の風内 ☎ 022-779-0633

・認知症に関する医療専門職による相談窓口

認知症専門相談	●対　象 認知症に関する相談を希望する者（本人及び家族） ●内　容 医師が来所もしくは訪問での相談に応じます。相談後、助言・指導を行い、必要時医療機関受診を勧めます。 ●問い合わせ先 富谷市保健福祉総合支援センター ☎ 022-348-1138

・こころの病気に関する相談

対 象 者　こころの病気に関する相談を希望する方（本人及び家族などの支援者）

内　　容

①医師による相談（こころの相談（精神保健福祉相談））

精神科専門医が来所による相談に応じます。（年６回、予約制）

予約・問い合わせ先：富谷市役所　保健福祉部　地域福祉課　☎ 358-3294

②保健師等による相談

保健師・社会福祉士が電話・来所・訪問での相談に応じます。

受付時間　平日　8時30分～17時15分（土日、祝日、年末年始を除く）

来所相談　富谷市役所　保健福祉部　地域福祉課（要予約）

電話相談　☎ 358-3294

・ひきこもりに関する相談窓口

対 象 者　ひきこもり※に関する相談を希望する方（本人及び家族などの支援者）

※様々な要因によって社会的な参加を回避し、原則的には概ね６か月以上にわたって家庭にとどまり続けている状態のこと。

内　　容

①医師による相談（ひきこもり医師相談）

精神科専門医が来所もしくは訪問での相談に応じます。（年６回、予約制）

予約・問い合わせ先：富谷市役所　保健福祉部　地域福祉課　☎ 358-3294

②専門職等による市の相談窓口

※いずれも来所・電話・訪問による対応が可能です。詳しくはお問い合わせください。

・富谷市自立相談支援センター

受付時間　平日　8時30分～17時15分（土日、祝日、年末年始を除く）

来所相談　富谷市役所　保健福祉部　地域福祉課内

電話相談　☎ 358-3391

メール相談　E-mail　tomiya@personal-support.org

・富谷市保健福祉部地域福祉課

受付時間　平日　8時30分～17時15分（土日、祝日、年末年始を除く）

来所相談　富谷市役所　保健福祉部　地域福祉課（要予約）

電話相談　☎ 358-3294

・体と心の健康相談

健康づくりのための食事・飲酒・睡眠などに関する相談に保健師・栄養士が対応します。

受付時間　平日　8時30分～17時30分（土日、祝日、年末年始を除く）

来所相談　富谷市役所　保健福祉部　健康推進課

電話相談　☎ 358-0512

・富谷市障がい者等相談支援窓口

障がい者等が自立した日常生活または社会生活を営むことができるように助言アドバイスを行い、地域の支え合い（互助）とともに、障がい者自身の地域参加を促進するための助言を行う窓口です。

来所相談　富谷市役所　保健福祉部　地域福祉課内

電話相談　☎ 358-3396

収集日程

【お問い合わせ先】生活環境課（☎ 358-0515）

■ごみを出す時間

決められた集積所に、収集日当日の８時30分までに出してください。

■祝日および年末年始の収集について

祝日を含む月曜日から土曜日まで、地区別に収集します。

ただし、年末年始の12月31日から１月３日は収集していません。

■収集するごみ

もえるごみ		生ごみ、資源物以外の紙くずなど
資源物	資源１種	缶、雑鉄、紙類、電池類
	資源２種	缶、びん３種、割れ物、衣類、発泡スチロール・トレイ
	資源３種	プラスチック製容器包装、紙製容器包装＋雑紙（ざつがみ）、複合素材ごみ、ペットボトル

粗大ごみ

粗大ごみは「有料による戸別収集」となり、定められた日にお宅へ訪問しますので、玄関先（アパート等は、１階の収集しやすい屋外の場所に一箇所にまとめて）に８時30分までに出すようにしてください。

「粗大ごみ」とは、原則一辺の最長部分または直径が30cm以上のものが該当し、品目ごとに手数料が決められています。

詳しくは、各戸に配布している「ごみ分別と収集日程表」をご確認ください。

■申し込み方法について

電話でお申し込みください

[予約期限]　毎月20日まで（土・日・祝日の場合は前営業日）

[収集期間]　毎月22日～28日（土・日・祝日を除く）

・予約先　協業組合　富谷環境　（☎ 022-358-2790）

受　付　月曜日から金曜日（祝・休日、年末年始を除く。）9時～12時、13時～17時

※「手数料券」を、「市役所」「出張所」または「粗大ごみ手数料券取扱店」の表示のあるコンビニで購入し、粗大ごみに貼って出してください。

臨時ごみ

ご家庭の引越しや大掃除などで多量に出るごみは、受入施設に自己搬入するか許可業者に委託してください。一般集積所へ出すのはご遠慮ください。

■自己搬入

ご自身で直接施設に搬入してください。粗大ごみ、資源物は事前に、電話またはインターネットで富谷市清掃センター（☎ 358-4321）へお申し込みください。

予約サイト

【自己搬入　受入施設について】

種類	受入施設	料金（重量制）	受入時間	注意事項
粗大ごみ・資源物	富谷市清掃センター（富谷市石積堀田11-1） ※事前予約が必要です。 ☎ 022-358-4321	・100kgまで1,500円 超過分は10kgごとに150円を加算した額。 ・スプリング入りマットレスは１枚ごとに3,000円	平日及び第１・２日曜日（土・日・祝日・年末年始を除く）9時～12時、13時～16時	・事前に分別をした上でお持ち込み願います。 ・粗大ごみの場合、手数料券を貼って持ち込むこともできます。
もえるごみ	仙台市松森工場（仙台市泉区松森字城前135） ※電話予約は不要です。 ☎ 022-373-5399	・100kgまで1,500円 超過分は10kgごとに150円を加算した額。	平日（土・日・祝日・年末年始を除く）9時～16時15分	・ごみが散乱しないように袋に入れるか、ひもで縛ってください。 ・窓口で車検証の提示が必要となります。

■搬入委託

ご自身で搬入できないときは、許可業者に委託してください。料金等は、直接、許可業者にお問い合わせください。
（※問い合わせ先は、下記「許可業者」欄に記載しています。）

小型家電リサイクル

【お問い合わせ先】生活環境課（☎ 358-0515）

下表のとおり、専用の回収ボックスを設置しています。

排出方法	小型家電対象品目（一例）	受入時間
市役所、市民センターに設置の小型家電回収ボックスに入れる 【投入口の大きさ】 横30cm×縦15cm	・携帯電話、PHS、スマートフォン ・ノートパソコン（スレート型、タブレット型含む） ・ゲーム機（据置型、携帯型、ハンドヘルド含む） ・デジタルカメラ、デジタルビデオカメラ ・電話機、ファクシミリ、ラジオ	平日 8時30分～17時15分 土・日〔市役所のみ〕 8時30分～17時 ※市役所は毎月第1・3月曜日19時まで開庁（月曜日が休日の場合は翌開庁日） （閉庁日除く）

※対象品目に関しては設置ボックスに表示してありますのでご確認ください。
※投入口に入らないものに関しては、従来の分別ルールにより排出してください。

小型充電式電池・使用済みインクカートリッジ回収

【お問い合わせ先】　生活環境課（☎ 358-0515）

下表のとおり、専用の回収ボックスを設置しています。

種類	排出方法	受入時間
・使用済みインクカートリッジ ※トナーカートリッジは対象外。 ・小型充電式電池 （リチウムイオン・ニカド・ニッケル水素・コイン電池・ボタン電池）	市役所、生活環境課窓口、市民センターに設置の回収ボックスに入れる	平日 8時30分～17時15分 土・日〔市役所のみ〕 8時30分～17時 ※市役所は毎月第1・3月曜日19時まで開庁（月曜日が休日の場合は翌開庁日） （閉庁日除く）

収集しないごみ

■市で処理できないもの（一例）

※許可業者または販売店にご相談ください。
タイヤ、薬品、火薬類、ボンベ、廃油、廃液類、バッテリー、グランドピアノ、消火器、農業機械類、自動車、バイク、産業廃棄物、大型耐火金庫、ソーラーパネルなど

■家電リサイクル法に該当するもの

エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機は、家電リサイクル法に基づき、メーカー等に回収およびリサイクルが義務付けられています。

■パソコンリサイクル法に該当するもの

家庭から排出される使用済みパソコンは、資源有効利用促進法に基づき、「PCリサイクル」が開始され、メーカー等に回収及びリサイクルが義務付けられています。
パソコンの回収に関する全般的なお問い合わせ
一般社団法人パソコン 3R 推進協会
ホームページ：https://www.pc3r.jp/　　☎ 03-5282-7685
※「小型家電リサイクル」として出すことができるものもあります。
上記**「小型家電リサイクル」**を参照してください。

■営業ごみ（事業者）

商店や事務所など営業活動に伴って出たごみは、許可業者と契約して処理してください。

許可業者

営業活動に伴って発生したごみや、引越しなどで多量に発生したごみをご自身で運べない場合は、許可業者に回収を委託してください。

また、家電リサイクル法に該当する品目の取り扱いもしています。いずれも有料となりますので、料金については、許可業者にお問い合わせください。

■協業組合　富谷環境
☎ 022-358-2791　富谷市志戸田野田 31-1

■協業組合　仙台清掃公社　仙北事業所
☎ 022-345-6661　大衡村大森字三百刈田 13-1

こども家庭センター

【お問い合わせ先】
母子保健機能：とみや子育て支援センター（☎ 343-5528）
児童福祉機能：子育て支援課（児童福祉担当）（☎ 358-0516）

令和７年４月より、児童福祉法等の改正を受け、本市ではすべての妊産婦、子育て世帯、こどもを対象に、こどもが安心して生活できるように母子保健機能（子育て支援センター）と児童福祉機能（子育て支援課）が連携し、一体的に支援を行う「こども家庭センター」を設置しました。

妊娠・出産・子育てに関する様々な不安や悩み、家庭環境などについて、保健師や社会福祉士をはじめ家庭児童相談員などの母子保健や児童福祉の専門職が、個々の家庭に応じた相談支援を行います。

ひとりで悩まないで、お気軽にご相談ください。

・母子保健機能：とみや子育て支援センター（とみここ）

母子健康手帳交付、新生児訪問、乳幼児健診などを行い、保健師、栄養士や保育士などが妊娠期から子育て期までの相談支援を行います。

・児童福祉機能：子育て支援課

こどもに関する家庭の困りごとや、悩みについて社会福祉士や家庭児童相談員などが相談支援を行います。
※このほか、子育て支援課では女性相談支援員がDV相談等（夫婦・男女間の問題、配偶者やパートナーからの暴力など）にも応じます。


とみや子育て支援センター“とみここ”

母子健康手帳の交付

【お問い合わせ先】　とみや子育て支援センター（☎ 343-5528）

・交付場所　とみや子育て支援センター
※各出張所での交付は行っていませんのでご了承願います。
・交 付 日　概ね月曜日（広報とみやをご確認ください）
・対　　象　妊娠の診断を受けた方
・受　　付　９時45分～10時
※上記日程に交付を受けることが難しい場合はとみや子育て支援センターまでご連絡ください。

妊産婦健康診査・産後ケア

【お問い合わせ先】　とみや子育て支援センター（☎ 343-5528）

■妊産婦健康診査助成券について

県内の医療機関、助産院で受診された妊婦健康診査（14回）及び産婦健康診査（2回）の助成を行っています。助成券は母子健康手帳別冊に添付していますが、お持ちでない方はとみや子育て支援センターにお問い合わせください。

事前に助成券下方に記載されている注意事項をご確認の上、ご受診ください。

■産後ケアについて

出産後１年以下のお子さんとそのお母さんを対象に、県内の産院・助産院にて、乳房ケア、授乳・育児相談が受けられます。また、ご自宅への訪問も可能です。

※利用前に事前申請が必要ですので、お問い合わせください。

乳幼児健診・教室・相談

【お問い合わせ先】　とみや子育て支援センター（☎ 343-5528）

■個別健診（医療機関で実施）

１か月児健診、２か月児健診、８～９か月児健診

母子健康手帳別冊に記載のある指定医療機関で受診してください。

■集団健診（とみや子育て支援センターで実施）

乳児健診（３～４か月）、１歳６か月児健診、２歳６か月児歯科健診、３歳６か月児健診、５歳児健診

対象のお子さんにご案内をお送りします。

■離乳食教室（とみや子育て支援センターで実施）

月齢に合わせて３回実施しており、対象のお子さんにご案内をお送りします（要予約）。

■すくすく相談（とみや子育て支援センターで実施）

毎月１回、心理士、保健師、栄養士等による育児・発達相談を開催しています。要予約。日程は、広報とみやに掲載します。

■その他　各種教室を実施しております。

赤ちゃん・子どもの予防接種

【お問い合わせ先】　とみや子育て支援センター（☎ 343-5528）

■集団接種（BCG）

BCG は集団で実施します。日程については広報とみやに掲載します。

■個別接種（BCG 以外）

接種対象年齢になりましたら、お子さんの体調のよいときに、かかりつけの小児科等で受けてください。

■予防接種手帳について

予防接種手帳は、出産後の新生児訪問の際にお渡ししていますので、出産後は必ず母子健康手帳別冊内の出生連絡票（はがき）を投函・提出していただくか、電話、FAX、電子申請によりご連絡のうえ、新生児訪問を受けてください。

転入等で予防接種の助成券をお持ちでない方は、市役所、各出張所、とみや子育て支援センターに母子健康手帳をご持参のうえ手続きをしてください。

■その他

任意予防接種（インフルエンザ・おたふくかぜ）についても助成をしております。

児童手当

【お問い合わせ先】　子育て支援課（☎ 358-0516）

■手続きの方法

お子さんの出生、転入などにより富谷市に住民登録された方は、申請が必要です。下記のものを持参の上、子育て支援課や各出張所で手続きを行ってください。

１．受給者となる方の健康保険証の写し（共済組合加入の方のみ）

２．預金通帳（受給者となる方名義の口座）

※対象児童や配偶者の方と別居している場合や 18 歳以上の子が多子加算対象の場合、申立書や確認書、児童の属する世帯全員の住民票の写し、配偶者の所得証明書等の書類が必要となる場合があります。

※公務員の方は勤務先での手続きとなります。

■手当月額及び支給月

１．手当の支給は、認定請求した月の翌月から始まり、支給すべき事由が消滅した月で終わります。ただし、請求書の提出が出生（転入予定）日の翌月であっても当該日後から 15 日以内であれば、法律により出生（転入予定）月請求の扱いになります。

２．手当の支給額

・３歳未満　15,000 円（第３子以降　30,000 円）

・３歳以上～高校生年代　10,000 円
（第３子以降　30,000 円）

※「第３子以降」とは 22 歳年度末までの児童（進学・就職等を問わず、親等からの経済的負担がある場合カウント対象）のうち、３番目以降の子のことをいいます。

３．手当の支給は、原則として偶数月にそれぞれの前月分までの手当を支給します。

子ども医療費助成

【お問い合わせ先】　子育て支援課（☎ 358-0516）

■対象と年齢区分

・通院、通院外（入院）とも０歳から高校３年生（18 歳の年度末）までが助成の対象です。

※所得制限なし

■手続きの方法

お子さんの出生、転入などにより富谷市に住民登録された方は、資格登録の申請をする必要があります。下記のものを持参の上、子育て支援課や各出張所で手続きを行ってください。

- **健康保険情報が分かるもの**（お子さんのもの）
- **預金通帳等**（申請人名義の口座情報が分かるもの）
- **所得証明書**（必要となる場合があります。）

■助成の方法

●現物給付

富谷市から交付される「子ども医療費助成受給者証」と「マイナンバーカード等」を一緒に医療機関の窓口に提示してください。

●償還払い

県外の病院で受診した場合などは受診時に自己負担金を一旦医療機関へ支払い、後日、領収書（医療機関名、保険診療点数、金額等が記載されたもの）、健康保険情報が分かるもの、受給者証を市役所子育て支援課又は最寄りの出張所に提出し、請求の手続きをしてください。

保育所・病後児保育・保育ママ

【お問い合わせ先】　子育て支援課（☎ 358-0516）

■保育施設について

富谷市の保育所・認定こども園

名称	電話番号
富谷保育所 ※令和10年3月末をもって閉園予定	358-1699
富ケ丘保育所	358-3288
東向陽台保育所	373-9733
成田保育所	348-3216
上桜木果樹園の森こども園	348-7360
明石台若樹の森こども園	374-5627
とみや杜の橋こども園	348-5101
アルシュ富谷こども園	341-0740
認定こども園　富谷ひよこ園	347-3394
明石台こども園	341-3151
ぷらむ富谷こども園	341-8152
幼稚園型認定こども園　成田中央幼稚園	351-5371
富ケ丘菜の花保育園	341-0059
明石台くまちゃん保育園	725-6958
ぷらむ保育園大清水	358-7666
富谷ひよこの里（小規模）	341-3046
大清水ぞうさん保育園（小規模）	341-5708
ひよこのおうち（小規模）	347-3133
キッズフィールド大清水園（小規模）	341-8908

■病後児保育について

富谷市内に居住し保育所等に入所中のお子さんが、病気回復期で集団保育が困難な期間を一時的に預かり、保護者の方の子育てと仕事を両立するためのお手伝いをします。

1. 実施施設

名称	住所	電話番号
タウンクリニックえん	富谷市明石台七丁目１番地５	358-7141
宮城県済生会こどもケアルーム	富谷市成田八丁目４番地６	351-5120
こん小児科クリニック	仙台市泉区八乙女中央 2-4-25	725-7566
大和町病後児保育室	大和町吉田字北谷地 1-1 (公立黒川病院駐車場内)	344-7505

2. 利用料金　１日 2,000 円　他食事代等

3. 利用方法

直接実施施設へ連絡の上、お申し込みください。

なお、利用申請書等については、子育て支援課、実施施設にあります。

■一時保育について

保護者の方が就労、職業訓練等又は疾患、災害、事故、出産、冠婚葬祭等により、緊急に家庭での保育が困難となったお子さんを一時的に保育します。

1. 実施施設

【市立】富ケ丘保育所、成田保育所

2. 利用料金（飲食費込み）

【市立】生後６カ月～２歳児…2,500 円／日
　　３歳児以上…1,400 円／日

■家庭的保育事業（保育ママ）について

保護者が就労や疾病等の理由により、日中保育することができないお子さんを富谷市の認定を受けた家庭的保育者が、自宅で家庭的な雰囲気の中で少人数のお子さんを保育します。

- **利用対象**　富谷市に住所のある生後６カ月～３歳児未満の児童
- **定員…５名**

名称	場所
らびっと保育室	あけの平三丁目

こども誰でも通園制度

保育所、認定こども園、幼稚園などに通っていない０歳６か月から満３歳未満までのお子さんについて、利用者の就労要件等を問わず、月 10 時間を上限として時間単位により対象施設でお子さんをお預かりすることで子育て家庭を支援します。

１．実施施設

【市立】成田保育所

２．利用料金

１時間あたり 300 円

※世帯の状況によって、減免の対象となる場合があります。

※利用料のほか、昼食代やおやつ代などの実費相当額をお支払いいただく場合があります。

３．利用方法

「こども誰でも通園制度総合支援システムポータルサイト」より電子申請フォームから申請いただけます。

「とみや子育てサロン」

【お問い合わせ先】とみや子育てサロン（☎ 779-6981）

子育てしているみなさんの交流の場です。

保育士が常駐していますので、遊びの提供・子育ての悩みなどの相談もできます。

飲食スペース、授乳室もあるので、いつでも気軽にご利用ください。

各種イベントについては、子育て通信（ホームページからダウンロード可）をご覧ください。

- **開 館 日**　火～土曜日（祝日、年末年始除く。）
- **開館時間**　９時～ 15 時
- **所 在 地**　富谷市富谷西沢 13

富谷市シルバー人材センター子育てサロン「ほっと育（す）く」

【お問い合わせ先】子育てサロン「ほっと育く」（☎ 348-7292）

小さなお子さんとお父さん、お母さん、みんなのサロンです。子育てに疲れたとき、一緒に子育てする仲間が欲しいとき、お子さんが友だちと遊びたいとき、いつでも自由に行ける場所です。

- **対　　象**　生後６か月～未就学児
- **開 館 日**　月～金
- **開館時間**　９時～ 16 時
- **利 用 料**　１か月あたり 100 円（入会金はありません）
- **所 在 地**　富谷市富谷狸屋敷 110 番地４

富谷市シルバー人材センター一時預かり

【お問い合わせ先】
富谷市シルバー人材センター（☎ 779-1388）
子育てサロン「ほっと育く」（☎ 348-7292）

豊富な育児経験を持ったシルバー人材センターの会員が子育てしているお父さん、お母さんの育児をサポートします。

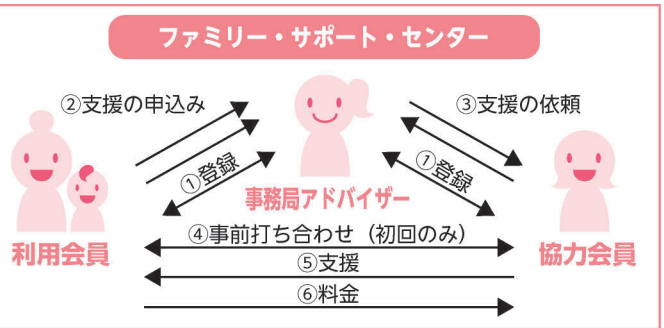
- **対　　象**　生後６か月～未就学児
- **開 館 日**　月～金
- **時　　間**　９時～ 16 時（時間外については応相談）
- **料　　金**　１時間 805 円（1 時間以降 30 分ごとに 403 円）

とみや子育てファミリー・サポート・センター

【お問い合わせ先】　とみや子育てファミリー・サポート・センター
富谷市社会福祉協議会内（☎ 358-3981　平日９時～ 17 時）

富谷市の「子育ての支援を受けたい方（利用会員）」と「子育ての支援をしたい方（協力会員）」が会員となり、地域で子育てを助け合う会員組織です。活動のコーディネートは、センターのアドバイザーが行います。

■ファミリー・サポート・センターのしくみ



○利用会員（子育ての支援を受けたい方）
富谷市にお住まいで、生後２カ月から小学６年生までのお子さんがいる方

○協力会員（子育ての支援をしたい方）※有償ボランティア
富谷市にお住まいで、20 歳以上の心身ともに健康で支援活動に理解のある方。性別や資格は問いませんが、センターで実施する養成講座の受講が必要です。

○両方会員（利用・協力会員の両方に登録する方）
利用会員として支援を受け、協力会員として支援活動もしたい方。

■こんなときにご相談ください

例えば…

- 上の子の授業参観に行きたいので、赤ちゃんを預かってほしい。
- 普段面倒を見てくれる方に用事ができたので、子どもを預かってほしい。
- 子どもの習い事の送迎をしてほしい。…など

支援依頼は、事前打ち合わせが終了している協力会員の方のみに可能となりますが、依頼の内容によっては、調整に日数がかかる場合や、コーディネートが難しい場合もあります。ご登録やご依頼は、日にちに十分余裕をもってお申込み願います。

■利用時間と利用料金

利用料金は、支援活動が行われた際に、利用会員が協力会員に直接支払います。

利用時間帯区分		1 時間あたりの料金
平日	7 時～ 19 時	600 円
平日	上記以外の時間	700 円
土曜、日曜、祝日、年末年始		700 円

※送迎時の交通費や食事代等は、別途利用会員が負担します。

■会員になるための手続き

利用会員登録を希望される方は、入会説明会（予約制・平日）へご出席ください。協力会員・両方会員は、センターで実施する養成講座を受講後に登録完了となります。

とみや育児ヘルプサービス

【お問い合わせ先】　子育て支援課（☎ 358-0516）

出産後まもなく、何らかの事情で日中に家族の支援が受けられず、家事や育児が困難な家庭にヘルパーを派遣するサービスです。市・社協が実施する養成講座を受講した方が育児ヘルパーとして支援を行います。

- **利用対象**

富谷市にお住まいで、出産後２カ月以内で、日中お家にいるのがお子さんとお母さんだけで、家事をする方がいないご家庭

- **利用期間等**

派遣期間	出産後２カ月以内	派遣回数	20 回まで
利用時間	1 日 1 回 2 時間以内		
派遣日時	月曜～金曜　９時～ 17 時（祝日と年末年始を除く）		

- **申請から利用までの流れ**

利用を希望される方は、出産予定日の２カ月前までにご相談ください。

①	申請書の提出
②	打ち合わせ（社協職員とヘルパーが訪問し利用内容の確認をします。）
③	**～出産～** 子育て支援課に出産日、退院日を連絡（社協職員がヘルパー支援日程調整）
④	利用開始

- **利用料金と支払い方法**

自己負担料金	1 時間あたり 300 円
支払方法	サービス終了後、利用料金をヘルパーへ直接お支払いいただきます

- **サービスの内容**

育児	オムツ交換、授乳、沐浴のお手伝い、その他必要な育児
家事	調理、洗濯、住居の掃除や整理整頓、生活必需品の買い物、その他必要な家事

子育て短期支援事業

【お問い合わせ先】　子育て支援課（☎ 358-0516）

保護者の方が病気、出産、育児疲れなどで一時的にお子さ

んを養育できない時に、市内の乳児院でお子さんをお預かりする宿泊型のサービスです。

・利用対象
市内に住民登録がある３歳未満のお子さん

・利用期間
１回につき７日以内（同一月内の利用は最大 10 日間）

・利用料金
お子さんお一人につき日額　２歳未満児　5,350 円、２歳以上児　2,750 円

※生活保護世帯・ひとり親家庭・市民税非課税世帯の方は利用料金が軽減されますので、詳しくは子育て支援課にお問い合わせください。

・お預かりする施設
宮城県済生会みやぎ乳児院（成田八丁目４番地６）

・その他
お子さんの健康状態や施設の状況によりご希望に添えない場合や家庭状況に応じた減免があります。

幼稚園

・入園について
各幼稚園にお問い合わせください。

幼稚園名	公私区分	定員	電話番号	制度
富谷幼稚園※	公立	90 名	358-2164	新
鷹乃杜幼稚園	私立	105 名	358-2580	新
ひより台幼稚園	私立	110 名	358-9188	新

※令和９年３月末日をもって閉園となります。

・幼児教育の無償化について
【お問い合わせ先】
富谷幼稚園→教育総務課（☎ 358-3196）
鷹乃杜幼稚園、ひより台幼稚園
→子育て支援課（☎ 358-0516）

小・中学校への入学

【お問い合わせ先】　学校教育課（☎ 358-0521）

■就学時健康診断

就学時健康診断については、10 月１日現在で翌年、小学校に入学されるお子さんの保護者に対し、郵送で健診の日時、場所等のお知らせをします。健診内容は、①内科、②耳鼻科、③眼科、④歯科の健康診断で、治療箇所がある場合は入学前に治療をすすめます。

■小・中学校の入学通知書

小・中学校の入学通知書については、１月下旬に対象者の保護者あてに、郵送で入学式の日時、場所等についてお知らせします。何らかの都合により、入学できない場合は、教育委員会学校教育課まで連絡、届出をお願いします。なお、転入者の方へは、転入届出時に入学通知書を発行します。

転校（転入・転出）の手続き

【お問い合わせ先】　学校教育課（☎ 358-0521）

転入の場合、市に転入届を提出するとき、お子さんが以前就学していた学校の在学証明書、教科書給与証明書を窓口に提出してください。市より就学通知書を発行しますので、持参の上、就学する学校で手続きを行ってください。

転出の場合、就学していた学校より、在学証明書、教科書給与証明書を受け取り、転入する市町村の窓口および就学予定の学校で手続きを行ってください。

とみや放課後児童クラブ

【お問い合わせ先】　子育て支援課（☎ 358-0516）

■富谷市放課後児童健全育成事業

児童クラブは、就労等により、保護者が日中家庭にいない児童に、適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成を目的としています。

1. 実施施設について
市内を学校区ごとに分け、次の８施設において実施しています。

対象学校区	開設場所	電話番号
富谷小学校	富谷小学校敷地内	346-6621
富ケ丘小学校	富ケ丘小学校敷地内	342-0852
東向陽台小学校	東向陽台小学校敷地内	342-1807
あけの平小学校	あけの平小学校敷地内	341-4280
日吉台小学校	日吉台小学校敷地内	341-2232
成田東小学校	成田東小学校敷地内	725-8460
成田小学校	成田小学校敷地内	341-5208
明石台小学校	明石台小学校敷地内	343-6113

2. 対象について
就労等により保護者が昼間家庭にいない市内在住の小学１年生から小学６年生までの児童で、基準を満たし、集団生活が送れる児童。

3. 開設時間について
・平日は児童下校後から18時まで、土曜日は8時から18時まで
・学校長期休業日や振替休業日は、８時から 18 時まで
（平日のみ：延長利用を申請された場合は 19 時まで）

4. 内容について
・児童支援員（保育士等有資格者）が、児童の安全確保・管理に努めながら、遊びや仲間づくりの支援を行います。

5. 料金について
子育て支援課にお問い合わせ下さい。

6. その他
・利用申し込みは、１年ごととなります。ただし、年度始めに限らず、希望されるときは、年度途中でも申し込みできます。
・利用申し込み時には、所定の申込用紙とともに、勤務先の勤務証明等を提出していただきます。
・一人帰りの帰宅時間を過ぎた場合は、保護者の方のお迎えをお願いします。
・児童クラブの日は、原則として学校から直接児童クラブに

行くようになります。
・災害時については、原則として保護者のお迎えとなります。

教育相談事業

【お問い合わせ先】　学校教育課（☎ 358-0521）
教育相談担当（☎ 358-3123）

富谷市教育委員会では、子育ての悩みや、学校生活・家庭生活に関する悩み等について相談を受け付けています。

相談内容については、一切秘密に扱われますので、一人で抱えずにご相談ください。

- **相 談 日**　「広報とみや」でご確認いただくか電話にてお問い合わせください。
- **受付時間**　9時 30 分～ 16 時
- **相談場所**　市役所会議室等
- **相談方法**　電話相談または面談相談（※予約不要）
- **面談相談問い合わせ先**
（上記学校教育課又は学校教育課内教育相談担当へ）

ひとり親家庭へ

■児童扶養手当

【お問い合わせ先】　子育て支援課（☎ 358-0516）

母子・父子家庭や保護者が重度の障がいを持つ家庭、また父母に代わって児童を養育している方が受けることができます。対象児童の年齢は、18 歳に到達した最初の 3 月 31 日まで（障がい児は 20 歳未満）です。
・申請が必要で所得に制限があります。
※毎年奇数月にそれぞれの前月分までの 2 カ月分が支給されます。

■母子・父子親家庭医療費助成

【お問い合わせ先】　子育て支援課（☎ 358-0516）

ひとり親家庭（母子・父子家庭）の方が安心して病院などを受診できるよう、医療費の一部を助成します。

対象は、18 歳に到達した最初の 3 月 31 日までのお子さまを監護する、母子家庭の母子、父子家庭の父子です。ただし、生活保護を受けている方は除きます。
※所得制限があります。

■母子父子寡婦福祉資金貸付金

【お問い合わせ先】　宮城県仙台保健福祉事務所
母子・障害第一班（☎ 363-5507）

宮城県ではひとり親家庭及び寡婦の経済的自立や生活の安定、扶養している児童の福祉増進を図るため、無利子、または低利で資金の貸付をしています。

貸付金の種類は、修学資金、就学支度資金、事業開始資金、生活資金、修業資金、技能習得資金、医療介護資金、転宅資金、住宅資金、結婚資金、事業継続資金、就職支度資金の 12 種類です。

病気や障がいのあるお子さんへ

■養育医療給付

【お問い合わせ先】　子育て支援課（☎ 358-0516）

医療を必要とする未熟児に対して、養育に必要な入院医療費を助成します。
・指定医療機関でないと給付の対象となりません。

■自立支援医療（育成医療）

【お問い合わせ先】　地域福祉課（☎ 358-3294）

18 歳未満の身体に障がいのある児童に対し、その障がいを除去、または軽減し生活能力を得るために必要な医療費が助成されます。
・指定医療機関でないと給付の対象となりません。
・世帯の課税状況により費用の一部負担があります。

■小児慢性特定疾病医療費助成

【お問い合わせ先】　宮城県塩釜保健所黒川支所（☎ 358-1111）

・児童福祉法に基づき、小児慢性疾病により長期にわたり療養を必要とする児童等の健全な育成を目的として、治療方法の確立と普及を図り、医療費の自己負担分の一部を助成する制度です。
・助成を受けるには指定医が作成した医療意見書等の必要書類による申請が必要です。
・18 歳未満のお子さんが対象ですが、一部の病気は 20 歳まで延長することができます。

■指定難病等通院介護費用交付事業

【お問い合わせ先】　宮城県仙台保健福祉事務所黒川支所（☎ 358-1111）

「指定難病」・「小児慢性特定疾病」・「特定疾患」の認定を受けている 20 歳未満の方で、次の要件のいずれか 1 つに該当する方へ通院介護費用が交付されます。

1　身体障害者手帳 1 、 2 級の交付を受けている方
2　13 歳未満の方
3　上記以外で通院に介護が必要と医師が認めた方

■特別児童扶養手当

【お問い合わせ先】　地域福祉課（☎ 358-3294）

精神または身体に障がいのある 20 歳未満のお子さんを家庭において扶養する父母、または養育者に対して支給されます。
・所得制限があります。
・助成内容：政令で定める障害等級に応じ支給されます。1 級（月額 58,450 円）、2 級（月額 38,930 円）（令和 8 年 4 月現在）。
※年度ごと等、金額の変更あり

■障害児福祉手当

【お問い合わせ先】　地域福祉課（☎ 358-3294）

日常生活において常時の介護を必要とする重度の障がいのある在宅の 20 歳未満のお子さんに対して支給します。
・助成内容　月額 16,560 円（令和 8 年 4 月現在）
・所得制限があります
※年度ごと等、金額の変更あり